

城里町議会運営委員会会議録

日時 令和5年5月30日(火)

午後 1時55分

場所 城里町役場 3階 委員会室

出席委員(7名)

委員長	三村孝信君	副委員長	鯉淵秀雄君
	小畑孝君		関誠一郎君
	藤咲芙美子君		猿田正純君
	加藤木直君		

欠席委員(なし)

地方自治法105条の規定により出席した者(1名)

議長 阿久津則男君

説明のため出席した者の職氏名

まちづくり戦略課長	小林克成
総務課長	増井栄一
財務課長	雨宮忠芳

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	興野友宣
主任書記	町田めぐみ
主任書記	高丸哲史

議会運営委員会次第

- 1 開 会
- 2 委員長挨拶
- 3 議長挨拶
- 4 協議事項

(1) 令和5年第2回議会定例会の運営について

① 議事日程(案)について……………(資料1)

② 一般質問について……………(資料2)

③ 会期日程(案)について……………(資料3)

6月6日(火)～13日(火)までの8日間

(2) その他

5 閉 会

午後 1時55分開会

開 会

○委員長（三村孝信君） 本日は、何かとご多用のところ、ご出席をいただき大変ご苦労さまです。

ただいまから、令和5年第2回議会定例会開催に伴う議会運営委員会を開催いたします。

委員長挨拶

○委員長（三村孝信君） さて、本日の会議は、来る6月6日に予定されております令和5年第2回議会定例会に提案される予定の案件及び一般質問等について確認をいただき、また会期日程等について審議決定するものであります。

慎重なる審議と委員会運営には特段のご協力をお願いし、開会の挨拶といたします。

議長挨拶

○委員長（三村孝信君） なお、本日、阿久津議長が出席されておりますので、ご挨拶をいただきたいと思えます。

○議長（阿久津則男君） 議会運営委員会、大変お疲れさまでございます。

内容的には、令和5年の第2回議会定例会の運営についてということであります。

三村委員長の下、慎重審議よろしくお願いいたしまして、挨拶とさせていただきます。

大変ご苦労さまでございます。

○委員長（三村孝信君） ありがとうございます。

協議事項

○委員長（三村孝信君） それでは、審議に入ります。

（1）令和5年第2回議会定例会の運営についてを議題といたします。

最初に、①の議事日程（案）についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局。

○議会事務局長（興野友宣君） 皆さん、こんにちは。

私ごとですけれども、4月から議会事務局に配属になりました興野です。よろしくお願

いします。

それでは、早速、議事日程についてご説明申し上げます。

1 ページ、資料 1 の議事日程（案）をご覧ください。

日程第 1 につきましては、会議録署名議員の指名となっております。

日程第 2 につきましては、会期の決定でございます。

定例会に係る案件につきましては、日程第 3 からでございます。

まず、議案関係は、日程第 3、承認第 3 号 専決処分第 3 号 城里町国民健康保険条例の一部を改正する条例の承認を求めることについてから日程第 14、発議第 4 号 城里町議会委員会条例の一部を改正する条例についてまでの合計 12 件でございます。

次に、報告関係でございますが、日程第 15、報告第 23 号 城里町農林畜産振興事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示から日程第 27、報告第 35 号 例月出納検査報告 3 月、4 月、5 月執行分の 13 件となっております。

なお、今回、請願や陳情の提出はございませんでした。

以上、本定例会に提案されます承認 5 件、議案 6 件、発議 1 件、報告 13 件、合わせて 25 件でございます。

議事日程についてご説明いたしました。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（三村孝信君） それでは、説明が終わりましたので、ここで議事日程（案）に対するご意見、ご質問がございましたらお受けいたします。

加藤木委員。

○委員（加藤木 直君） この中身でもよろしいですか。議案の中身。

○委員長（三村孝信君） はい。

○委員（加藤木 直君） まず、ちょっと見させていただいたんですけども、この中で報告第 29 号の令和 4 年度の城里町一般会計繰越明許計算書、これは 4 年度の事業を 5 年度に繰り越すのではなくて、3 年度のを 4 年度に繰り越して行いましたよというやつ。

○財務課長（雨宮忠芳君） 4 年度のを 5 年度に繰越しますということです。

○委員（加藤木 直君） 4 年度の事業を 5 年度に繰越しますという。そうすると、その逆の 3 年度のを 4 年度にやりましたよというのは、それは 9 月に出てくるのかな。

○財務課長（雨宮忠芳君） 決算ということですね。

○委員（加藤木 直君） そうだね。じゃ、これは 4 年度のを 5 年度に繰り越す。

この中に、ちょっと中見たんですけども、できなかった事業が全て入っているのか、それとあと当初予算なのか、補正だったのかという区別って、この中で分かりますか。

○委員（小塚 孝君） これ、今は明許繰越しというのは議会の承認もらわないのか。

○財務課長（雨宮忠芳君） 3 月にもらっています。3 月に議会で承認をもらっていて、その報告ということで。あくまでも 3 月の時点で繰越しますという、出したものに対

しての金額的に決定したものの報告という形になっています。

○委員（加藤木 直君） すると、できなかった事業って全てここに入っているということだよ。

○財務課長（雨宮忠芳君） 繰り越したものの、入っていますね。

○委員（加藤木 直君） 没になる事業もあるの。

○財務課長（雨宮忠芳君） 没になる事業もあります。2件あります、今回は。

○委員（加藤木 直君） そうしたら、没になったものもできれば知りたいなという気はするんですよ。

○財務課長（雨宮忠芳君） 今、年度内に繰越し承認は3月議会で得たんですけども、年度内にできてしまったものとか、そういうのがあることはあります。

○委員（加藤木 直君） というのは、中には道路でもほかのさまざまな事業でも、やはり地域の区長さんとかからの要望とかあったものとかもあると思うのね。そういったもので没になった理由とか、そういうのを知りたいという気はする。

○財務課長（雨宮忠芳君） 分かりました。では、この報告説明の中で、これを一旦説明したほかでということ、説明でよろしいですか。そのほかはなくなった事業としてという説明で。

○委員（加藤木 直君） それとあとこの表の中で、当初予算なのか補正なのかというのは、両方入れなくてもいいから補正だったら補正、上げたものが繰越しされていますよという、補正だけ分かれば、ほかは当初予算でしょう。

○財務課長（雨宮忠芳君） それも続けて説明の中で、補正としての事業はこれでという形で説明させていただきます。

○委員（加藤木 直君） お願いします。以上です。

○委員長（三村孝信君） ありがとうございます。

そのほかの日程については、事務局の説明どおりでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三村孝信君） はい、ありがとうございます。

それでは、次に、②の一般質問についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局。

○議会事務局長（興野友宣君） それでは、続きまして、一般質問についてご説明いたします。

2ページからの資料をご覧ください。

今回の一般質問者につきましては、通告順に、8番、藤咲英美子議員、4番、飯村 栄議員、3番、綿引静男議員、6番、加藤木 直議員、5番、桜井和子議員、最後に11番、関 誠一郎議員で、6名の一般質問の通告がございました。

質問内容につきましては、資料ナンバー2の2ページから7ページに記載されておりでございます。

以上、一般質問についてご説明いたしました。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。また、質問時間につきましても、併せてご審議をお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（三村孝信君） ありがとうございます。それでは、説明が終わりました。

質問者は合計6名で、通告書のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三村孝信君） ありがとうございます。

それでは、ここで一般質問の時間について協議をお願いしたいと思います。

関委員。

○委員（関 誠一郎君） 前は90分という形でやっていたんですけども、コロナになってから60分という形で2年半、3年にはならないと思うんだけど、その1時間というのが短時間で質問をし、回答をもらうというようなのが、私はいいのかなという気がしていますので、1時間という形で取れればと思います。

○委員長（三村孝信君） はい、ありがとうございます。

今、関委員からこれまでどおり、コロナ中は答弁と質問を合わせて60分という形でやっていたが、それでよろしいのではないかというご意見がありました。いかがでしょうか。

加藤木委員。

○委員（加藤木 直君） 時間的なものは私はいいと思うんですけども、関委員が今言われたように60分で。ただ、今までの一般質問をちょっと聞いていますと、質問します。そうしますと、聞かれてもいないことを長々としゃべられると、当然質問する側の時間というものが少なくなりますので、その辺のところは、もし60分を過ぎますというときに、まだ質問内容が残っていた場合には、議長さんの配慮で何か臨機応変にさせていただけるようなことがあれば、そうしていただきたい、もし終わらない場合には、ご検討いただきたいと思います。

○委員長（三村孝信君） いかがですか。今、関委員からご意見がありました。

藤咲委員。

○委員（藤咲美美子君） 60分ということもあるんですけども、往復で60分となるとちょっとやっぱり短いかなという感じがあるので、今、加藤木委員さんが言ったように、答弁が自分に合った答弁でなければ、ちょっとやっぱり困るということもあるので、できれば往復であれば90分に戻したらどうかなと私は思うんですけども、いかがでしょうか。

○委員長（三村孝信君） 藤咲委員からは、90分というご意見が出ました。

2つあるわけですが、加藤木委員が指摘したのは、答弁する側が、例えば各担当課が用

意した答弁書を、本当にその質問の内容、質問者は時間によってはやや書いていたりするんだけど、それをもう棒読みと言っては失礼かもしれないけど、最初から最後まで読み上げると。そうすると、加藤木委員が指摘したように、我々後で原稿にして広報のためにまとめるときに、ほとんど七、八割は執行部がしゃべっているんですよ。その指摘だと思うんだよね、加藤木委員が言っているのは。

だから、よく質問者の意図を聞いてれば、全部用意した答弁書を読み上げるのが丁寧なことではないと思うんだよね。だから、その点は、まちづくり戦略課長、総務課長、ぜひ答弁者にもそういう趣旨を伝えてもらいたい。分かるよね、誰に伝えるかというのは。

○委員（関 誠一郎君） それは、質問している方と議長もそうだけれども、結局回りくどく町長の場合は答弁するんだよね。そういうのはこっちは聞いてないということで止めるしかないですよ。議長もそれはお願いして、質問者もそれは聞いていないから、答えはやめてくれと、答弁はやめてくれというふうに止めたほうがいいと思うんですよ。めり張りが無い、本当に。

○委員長（三村孝信君） ありがとうございます。

じゃ、取りあえずまとめたいと思うんですが、議長の裁量である程度の時間の延長というか、少し時間が出るのは議長裁量で判断すると。答弁等についても議長のほうから、議長はたびたび指摘はしていますよね。簡潔にしてくださいというようなことで注意をしてほしいということですよ。

それで、時間についてですが、藤咲委員からは90分という意見があったんですが、これについてはいかがですか。60と90では。

加藤木委員。

○委員（加藤木 直君） 正直言いまして、前は90分だったんですよ。コロナ禍になって60分になったんだけど、正直なところ私、90分は結構聞いているのは大変だと思う、後ろで聞いている方も。できれば簡潔に質問をして、その中身ももう本当に要点を絞り込んで答えていただくというふうに、そのやり取りに今後していったほうが、だらだら質問してだらだら答えるということじゃなくて。ですから、ある程度はやっぱり1時間程度でよろしいんじゃないかなというふうには思っています。

○委員長（三村孝信君） では、決めさせていただきたいと思うんですが、60分という意見のほうが多いようですが、60分でよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三村孝信君） 藤咲さんそういうことで決定しましたので、よろしくご了解ください。

○委員（藤咲芙美子君） はい。

○委員長（三村孝信君） 時間は60分ということで決定をしました。

次に移ります。

議長。

○議長（阿久津則男君） 今は60分ということではありますが、今後のこともちょっと決めていただきたいなど。

実はこの間、議長会議があったんですが、そのとき、5町村に聞いたところ、茨城町が一番短くて答弁入れて30分なんです。これは極端なんです。東海村が議員の持ち時間が30分、執行部を入れて大体60分。大洗町と太子町はやっぱり60分ということで、城里町だけが90分になっていたもんですから、それは長いんじゃないかと言われていたので、今のような形でいけば関さんの言う、議長采配によって持っていくというようなことであれば、私は60分でもう決めちゃってもいいのかなと思っているんですが、委員長。

○委員長（三村孝信君） 今後ですか。

今、議長から他町村の一般質問の様子、持ち時間について説明があったんですが、コロナ禍で2年半、60分でやってきて、今後も60分という形で、毎回議題にしないで60分という形で決めてはどうかというご意見なんです。いかがでしょうか。

藤咲委員。

○委員（藤咲芙美子君） 90分になったときの状況って、なんで90分になったんですか。

○委員長（三村孝信君） 副委員長。

○副委員長（鯉淵秀雄君） 要は当初は、一括質問一括答弁方式だったので、ある程度時間がないと、それができないんじゃないかと。ただ、質問の内容が一括質問のときと、今は一問一答方式の場合、全然質が変わってきているんですよ。

ですから、僕も1時間でいいんじゃないかなと思っていたんですが、当初1時間では答弁しきれない問題、それから質問し切れない問題が残るだろうと。最終的に、後々に質問時間は検討しましょうということで、当初90分を取ったんです。切り替え時期に。一括質問だと、だらだらと質問内容を長くやっていたので。

○委員長（三村孝信君） 藤咲委員。

○委員（藤咲芙美子君） 片道60分とかというのではなくて、やっぱり往復で60分という時間で決めていったほうがいいんですか。何か決めてしまうというのが、ちょっと状況に合わせてというようなことを毎回、やはりここで決めていってもいいんじゃないかなという感じはするんですけども、60分と決めてしまうと、たぶんほかの自治体では短くしたというのは、コロナとかそういう面があって30分とか40分とかという形で、かなり厳しくやられたと思うんですけども、私たちのところはある程度60分という形で、90分はないんじゃないかという意見はあったのかもしれないんですけども、毎回毎回の決定ではなくきちんと議会運営委員会のたびに、きちんと決めていってもいいんじゃないかなという感じはするんですけども。

○委員長（三村孝信君） ご意見が2つ出たようですが、ほかにございますか。

関委員。

○委員（関 誠一郎君） 60分、1時間にするという事は、質問項目を単刀直入に聞けるんですよ。結局、時間を圧縮した中で、それを聞かなくちゃならないと自分たちも考えて質問しなくちゃならないと。答弁するほうも、それなりに圧縮した答弁を、やっぱりこっちがただらやっただら場合には求めていくということですので、そのたびそのたび議運で一般質問の時間を決めるというよりは、もう当初から決めちゃって単刀直入に私たち議員は聞いていくということにしたほうが、傍聴者も分かりやすいと思うんですよ。方向が、あっち右左と流れるよりは、一方づいて、同じことについてやって60分で収めるということがいいのかなという気が私はします。

○委員長（三村孝信君） ありがとうございます。

副委員長がさっき説明してくれましたが、かつては質問だけで持ち時間1時間という時代があったと思うんですよ。合計、合わせると2時間ぐらいやっていたことがあったと思うんですけども、それはやはり関委員が指摘するように、どうしても質問項目もすごい増えるんですよ、一括でやると。それでたびたび答弁漏れも起こるんで、それをいちいち指摘してやっていると、非常に時間がかかったんです。

それが一問一答になって、その辺がすごく簡潔にできるようになったというのがあると思うので、藤咲さんの指摘もわかるんですが、ただ質問者にとってはある程度、毎回その時間が変わるようでは、質問の内容をどれだけ聞けるかというのを毎回確認するようになるじゃないですか。

だから、答弁合わせて割となじんできたこの1時間というので決めておいて、不都合ができればその時点でご意見をいただければ、その時点では議運で諮るということにして、今回やはりある程度の目安として、毎回の質問者の目安として、答弁合わせて1時間というのでやってみてはいかがかなと思うんですが、いかがですか。

小塚委員。

○委員（小塚 孝君） 議長采配で認めるとか、それちょっと難しいのよ。私の判断でいくと。だから、その質問者に5分くらいの延長を認めておく。余裕。5分延長お願いしますと質問者から言われれば、それは認めてやるような形でルール決めておいたほうがいいような気がすんだけど。縛られないで。

5分のうちにまとめてもらって終わりにするというような形で、議長、5分延長お願いしますというように言えば、議長采配じゃなくて、やっぱりそういう本人の意思で終わりにすることができると思うんで、そこら辺は寛大な考えをしてやってください。

○委員長（三村孝信君） ありがとうございます。いかがですか。

○委員（関 誠一郎君） 5分の猶予があるということを決めるというよりは、かっさり1時間で決めて、60分で決めて、とにかく時間は60分で決めるというルールは基本的に。あとは質問者と答弁者が過熱していく中で、あとは議長采配でじゃ5分延ばすかという程

度ならいいですけども、これずっと全員見たって3項目しかないんです。大体1時間を見越して3項目出しているんですから、あくまでも60分でいいんじゃないですかと思います。

○委員長（三村孝信君） ほかにありますか。

猿田委員。

○委員（猿田正純君） 今、1時間やってくれる人がいれば1時間でいいんですけども、本当に20分、30分で終わっちゃう議員も多いですよ。だから、そういう人たちの時間というのは午前中、じゃ2人と決めたとしたって11時半ぐらいに終わっちゃう。

だから、そういう時間があるんだったら延長もありというようなことにしてもいいのかなという気もしないでもないんですけども。

とにかく何か持ち時間全く使わなくて、もったいないことをしている議員がいっぱいいますから、今。

○委員（関 誠一郎君） でも、ある程度、午前中何人、午後何人、今日は何人、明日は何人とスケジュールを決めておかないと、傍聴者がせっかく来て、あれ昨日やっちゃったんだとなるとき、やっぱりきちっとタイムラインでやって、その日何人、次の日何人でやったほうが、その辺はきちっと決めておいたほうがいいと思いますね。

○委員（猿田正純君） それはあったほうがいいですよ。

○委員長（三村孝信君） ありがとうございます。

そうですね、サッカーでもアディショナルタイムというのがありますが、ただ、それを前提には試合してないですから。60という切りのいい時間で決めて、どうしても途中になるとか、そういうときには5分程度のあれは認めますというような形で、最初からそれあまり言っちゃうと、あれだけれども、そういう形でやりますか。

議長のそういうところは、よろしいでしょうか。

○議長（阿久津則男君） 最大5分ということですね。

○委員長（三村孝信君） そのぐらいで。これ認めたら90分になっちゃうからね。ありがとうございます。

では、60分ということで今後やっていくということで決めたいと思います。

続いて、関委員からも指摘があったんですが、今回6名です。これを1日でやるか、もしくは2日でやるか、いかがでしょうか。

加藤木委員。

○委員（加藤木 直君） 時間的に6名だと多分きついですよね。

○委員長（三村孝信君） 6時間ですね。

○委員（加藤木 直君） 多分5名までだと思うんですよ。午後3人、午前中2人、1時間でも。そうなる、やはり2日。1日じゃきついでしょう。

○委員（関 誠一郎君） 初日5人やって俺だけ終わらない。

○委員（加藤木 直君） 4・2にするか、3・3にするか。

○委員長（三村孝信君） では、日程的には2日を取るということで決したいと思います。では、先ほどもあったように、その2日間の配分ですよね。例えば3・3でいくのか、4・2でいくのか、その辺のところはいかがでしょうか。

○委員（加藤木 直君） そうか。そうすると、俺のところは境になるから、どっちにいくか。

○委員長（三村孝信君） 猿田委員から指摘があったように、前回は午前、午後と決めたんですよね。ところが、それはなかなか難しかったですよね。結局、午後に予定していても、午前中、時間が結局11時ちょっと過ぎにもう終わっちゃったんです。それで、午前中は傍聴が多いですから、傍聴の方がいらしているのに、ここで午後1時まで休憩と、これはできないですから。ですから、午前、午後というのはあまり決めないほうがいいのかなという気がしたんですよね。だから、まあ何日にやりますというのは決めるけれども、午前、午後までは決めないでおいたほうがいいのかなという気がしました。

みんな1時間やると思って組んでいるでしょう。ところが、20分ぐらいだよ。終わる場合はもう間40分空くわけですから、そういうのも考慮して配分はいかがでしょうか。

まあ4・2ですか。そういう形がいいですか。じゃ2日間を取って4・2ということをやりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（阿久津則男君） 人数決めないということですね。午前中……

○委員長（三村孝信君） 午前、午後は決めない方がいいでしょう。どうなるかわからないから。

○議長（阿久津則男君） はい。ケースバイケースでね。

○委員長（三村孝信君） はい。では次に、③の会期日程（案）について、議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局。

○議会事務局長（興野友宣君） それでは、会期日程（案）についてご説明いたします。

8ページの資料3をご覧ください。

第2回議会定例会の開催につきましては、6月6日火曜日から翌週6月13日火曜日までの8日間を会期としたものでございます。

まず、最初の6日火曜日は、提案理由の説明を行いまして、散会となる日程となっております。

翌7日水曜日、8日木曜日は、一般質問を予定しております。一般質問者は6名でございましたので、先ほども話がありましたが、2日間を予定したものでございます。

翌9日金曜日から12日月曜日までは、議案調査及び議事整理といたしまして休会とし、13日火曜日には、質疑、討論、採決、報告を受けまして閉会としたものでございます。

なお、9ページに参考資料といたしまして、昨年度の会期日程実績をお載せしております。ご参考にしてください。

以上、会期日程（案）についてご説明いたしました。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○委員長（三村孝信君） 説明が終わりましたので、会期日程（案）に対するご意見、ご質問がございましたらお受けいたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三村孝信君） ありがとうございます。

それでは、会期日程につきましては、原案のとおり決定したいと存じます。

最後に、その他であります。執行部または議員の皆様から何かありましたら、お願いいたします。

○委員（猿田正純君） 最終日はもう午後2時からと確定しているんですけど。それとも何時から。

○委員長（三村孝信君） この日程だと2時で十分じゃないですか。午後2時ということで。それでは、執行部、議員の皆様から何かありましたら、よろしくお願いたします。総務課長。

○総務課長（増井栄一君） 5件ほどありまして大変申し訳ございませんが、簡潔にちゃんとお伝えさせていただければと思うんですが、1点1点ご説明したほうがよろしいですか。

○委員長（三村孝信君） そのほうがいいです。

○総務課長（増井栄一君） では、まず1件目なんですけれども、今回、日程第10の議案第35号から日程第13の議案第38号までなんですけど、人事案件になります。

この教育長の任命につき同意を求めることから固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること3名、計4件の議案につきまして、先議ということでお願できたらと考えております。年度当初ということではないんですが、人事案件について先議ということでお取り計らいをいただきたいというのが、まず1点でございます。

以上です。

○委員長（三村孝信君） 人事案件が全部で4件ほどありますが、先議をしていただきたいということなんですけど、いかがですか。

〔「それはいいけれども、教育長の任命って」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三村孝信君） 総務課長。

○総務課長（増井栄一君） 任期が一旦切れるものですから、新たな任期の選任ということで、現教育長の2期目というようなことになります。

○委員長（三村孝信君） 藤咲委員。

○委員（藤咲美美子君） 今の教育長の件なんですけれども、7月までやってオーケーだ

ったら、今度の任期は7月から7月までということになるんですか。

○委員長（三村孝信君） 総務課長。

○総務課長（増井栄一君） 教育長の任期は3年になっていますので、この任期開始から3年が任期に。

○委員（藤咲芙美子君） 今回は切りのいいところで、3月で辞めたりなんかしてて、それで3か月間はちょっと前倒しで入ったということでしたよね。

○委員長（三村孝信君） 総務課長。

○総務課長（増井栄一君） 今回の任期が6月末で、新たに2期目が7月1日からだと提案しているかと思いましたが、その任期が、2期目が今度の3年後の6月末になるというようなことです。

○委員長（三村孝信君） 加藤木委員。

○委員（加藤木 直君） 今、総務課長からお話がありましたけれども、任期の件で。

今回、前教育長が辞めたときに、3月で切りがいいからというのは、もちろん町長も言っていたし、4月からということにするためにこういうふうにするんだということを言われたような気がするんだけど、それでもやはり1年で7月から6月30日までというふうに、またそれは関係なく、また1年というふうにするの。3月末ではなくて。

○委員長（三村孝信君） 総務課長。

○総務課長（増井栄一君） 任期まで変更はできなかったということで、今回事前に同意いただいたものについては、前教育長の残任期間というような考え方になりまして。

○委員（小塚 孝君） その説明でいくと、前の教育長の問題がちょっとおかしくなったもんだから、要するに4月からスタートするのに教育長を交代したいんだという話で、高岡教育長は辞めてもらった経緯、町長から説明が。こういうのが出てくるとなると、おかしくなっちゃうような気がするな。4月からスタートしても、我々には同意をもらっているような感じで4月からスタートしてると思っているんだけど。

○委員（猿田正純君） その根拠って今言ったあれですか。変えることができないという何か、法令というか条例というか。

○委員長（三村孝信君） 総務課長。

○総務課長（増井栄一君） 根拠については、確認はしておりまして、ちょっと総務課で詳細のご説明がうまくできないんですが、確認した中では、空白期間を置かない残任期間の場合ですと、前任者の残任期間が1期目というような形になりまして、新たな任期については、任期の変更はできないというようなことで、教育委員会のほうと併せて確認はしているところです。

○委員長（三村孝信君） 猿田委員。

○委員（猿田正純君） 今までも同じように7月1日からというふうになっていたわけですよね。

○委員（小唄 孝君） それじゃおかしい。辞めさせた経緯からいくと、4月から県のほうスタートするのに、それに合わせたいから交換したいんだという話で町長が言っていたのよな。だから、任期が4月から始まっていると思っているんだから、3月31日まででやっぱり切ってやらないと、今度の交代の意味がないと思うんだよな。

○委員長（三村孝信君） 加藤木委員。

○委員（加藤木 直君） あれじゃないですか。多分3年後の任期は6月末まであるけれども、でもまた同じように3年後の3月31日で辞めて、新しく4月1日からということになるんでしょう。

○委員（小唄 孝君） それだっておかしい。任期を与えておいて、任期一杯まで、学生に中途退学だの何かさせるんじゃないって言っているのに、教育長が中途退学だなんていうのは、任期があるのにそれは駄目だよ、やっては。

○委員（猿田正純君） 最初は4月から始まっていたような気がするのに。

○委員（小唄 孝君） 始まっちゃっているのに、だから今度の交代もやっぱり3月31日までじゃないとおかしいから。

○委員長（三村孝信君） 総務課長。

○総務課長（増井栄一君） 年度切り替えで新しい教育長というようなことには、話はありませんが、任期までの変更というところでは、そこまでの……。

○委員（加藤木 直君） でも、任期まではと言うけれども、結局年度で新しい教育長ということと任期というのは今後つながってくる話だ。それは連動したお話だと思う。それはそれ、これはこれじゃなくて。

副委員長。

○副委員長（鯉淵秀雄君） 総務課長、この同意案件の中には任期も入っていましたよね。3月同意案件のとき。その任期というのは、どういうふうに入っていましたか。その先議のときの任期。

○委員長（三村孝信君） 総務課長。

○総務課長（増井栄一君） 当時の議案書については、ちょっと確認する時間を頂戴できればと思います。

○副委員長（鯉淵秀雄君） ちょっと確認してみて。それが分かれば別に問題ないでしょう。それが3月になっていたら、おかしい話で。

○委員（猿田正純君） なっていましたけれども、何も4月から始まるのに、何で7月からという、また前の任期の残任期間だけというような決め方をするんじゃないかと、新しい人が来るんだったら、そこから3年間スタートすれば、それはできないんですかという話を聞いているんです。

○副委員長（鯉淵秀雄君） それができないと言っているんでしょう、今。残任期間でやっていると思うけれども。

○委員長（三村孝信君） だから、これ条例で決まっていればしょうがないよね。
総務課長。

○総務課長（増井栄一君） 大変失礼しました。前回の議案なんですけど、任期につきましては令和5年の4月1日、今年度の4月1日から令和5年7月12日になっておりました。

○委員長（三村孝信君） だから、3か月間くらいだよ。しょうがないでしょう同意しているんだから。議会が同意しているんだから、この通りやらなきゃおかしいでしょう。

○副委員長（鯉淵秀雄君） だから、総務課長の説明どおりそれで行くべきだと思います。

○委員長（三村孝信君） ただ、町長と私、説明した時に、切りがいいと確かに言っているんだよね。それは、学校現場が切りがいいということであって、この我々の任期から見れば、あんまり切りのいい話ではないよね。

だから、7月に任命された高岡教育長が途中で辞めた。それは高岡教育長の考えというのは、学校現場が混乱しないようにという配慮だと思うんですよ。だけれども、我々議会から見ると、途中で辞めちゃったんじゃないのという印象が残るわけでしょう。だけれども、そういうことで議会としては承認しているわけだから、新たにこれ同意をもらうようになるわけでしょう。

猿田委員。

○委員（猿田正純君） 今の確認なんですけれども、私、前に聞いたのが、やっぱり4月から教育長の任期って最初やっていた。だけれども、途中で辞めた人がいて、その人が7月に辞めたので、そこに変更になったというような話は聞いたんですよ。だから、今回それを何で7月に固執するのかなという。私は動かせるんじゃないかなとは思っているんですけども。

○委員長（三村孝信君） 今回の件は終わりの日も同意しているから、7月12日で。だから、逆に言うと、出してくれなきゃ困るから。

○委員（加藤木 直君） だから、今回のはもう問題にならないんだけど、自分が発した言葉でちゃんと決め事を変えていないから、こういうことが起きるんですよ。自分が発したのなら4月1日からにすればいいんですよ。条例改正すれば。やっていないんだよ、そういうことを。

○副委員長（鯉淵秀雄君） これ結局、高岡教育長の後任の人事を選ぶときに、県職員にいましたんで、4月切り替えですよ、囑託みたいな感じですから。4月じゃないとちょっと都合が悪いということがあったんですよ。

○委員（加藤木 直君） でも、それは教育長が一人で決められることじゃないから。そこにはちゃんと町長がいて、それをいいとか悪いとか。でも、それを町長は後押ししたんでしょう。だったら、その責任をちゃんと取って、やっぱり任期だって変えるべきじゃないのということを俺は言っている。そうでしょう。そういうことを後押ししたんだらば、ちゃんとそういうふうになるように決め事を決めればいいんじゃないの。それをや

らないからこういう騒ぎになってる。

○委員長（三村孝信君） 加藤木委員の、非常に分かりやすいね。だから、次の時にそういうふうに変えたらいいんじゃない。今回はもう手続き上しようがないから。まあ多くの人が、そういう感じに思ったよね。

じゃ、そういうことで、今後注意してください。次の件に行ってください。

総務課長。

○総務課長（増井栄一君） 2点目でございます。令和5年度の新規採用職員4名おります。この4名の紹介について昨年同様、定例会の初日の開会前に議員控室でお時間をいただければと考えております。4名の新採職員の紹介ということでお願いしたいということです。

○委員長（三村孝信君） 本会議場で紹介したらいいんじゃないの。だめなの、それは。傍聴者がいるからまずいの。でも、議場で紹介するほうが何か正式っぽいけどね。駄目か。

〔「控室のほうがいいかな」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三村孝信君） 控室でいいですか。例年通り。じゃ、それで。

○総務課長（増井栄一君） ありがとうございます。

続きまして、3点目でございます。せっかくタブレットがあるんですが、すみません。紙の資料を用意しておりますので、ちょっと配っていただいてよろしいでしょうか。

専決事項でございます。

では、お配りしました、4月に議長宛てにお願いをした件でございます。

題名が、地方自治法第180条第1項の規定による議会の指定事項についてのお願いでございます。

本文の3行目からになります。

議会の議決すべき事件は、地方自治法第96条第1項に明記されているところですが、こちらについては2ページめくって、ページを返していただくと、地方自治法第96条で議会の議決をいただく事案についての提案のところです。

同法第180条第1項の規定において、軽易な事項で議決により指定したものは、それは議会により議決に指定をいただいたものという意味でございます。地方公共団体の長において、これを専決処分にする事ができるとされています。これについては、またページをめくっていただくと、3ページになりますが、地方自治法第180条、3ページの下部分になります。

普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、地方公共団体の長において、これを専決処分にする事ができるとあります。これについても、2項にありますように長が議会に報告しなければならないということで、専決処分をしても報告をするというようなことになります。

この内容についてなんですが、1ページに戻っていただいて、下記の部分、1番になります。

町が当事者である和解（普通地方公共団体の行政上の処分または決裁に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く）で、その目的の額が50万円以下のもの、和解や示談等で50万円以下のものについては、専決とさせていただけないでしょうかというお願いでございます。

2番、法律上、町の義務に属する損害賠償の額の決定で、その額が50万円以下のもの、議案で専決処分の議決をいただけないものですから、1件ごとの議案で、町が立場としては被告の側になるのでしょうか、原因者となった場合に、相手側、被害者に損害賠償額をお支払いするときには、議案として提出して、可決後に手続を進めて損害賠償額を議決いただいた後、進めているところなんですが、実際には定例会が直近で開かれる場合はさほど期間を要しないんですけれども、定例会後の事件発生などの場合だと、四、五か月、半年ぐらい支払い、示談までにかかってしまうというのが1番、2番の内容でございます。

3番ですが、城里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例、括弧を省略させていただきますが、第2条の規定により議会の議決を得た工事または製造の請負契約について、当初契約金額の10分の1かつ1,000万円以内において増額し、または減額すること。

この3番については、町は議会の議決に付すべき契約、財産の取得ということで、予定価額5,000万円以上の工事や製造の請負、こちらを議案として出して承認をいただいた後、本契約というようなことになっているんですが、契約の変更が生じた場合、これについても金額にかかわらず今のところ議決を要することになっております。これについても、この依頼文では、契約金額の10分の1で1,000万円以下の増額とか減額の場合、契約変更については、専決をお願いできないでしょうかというようなお願いでございます。

4ページをお開き願いたいんですが、この専決処分事項の指定をいただくにあたって、近隣市町村の例を列記しております。県央地区に限られますが、水戸市から一番下の大子町まで、今回の1番と2番に当たるのが、ちょっと順番が後先になってしまいますが、真ん中にあるものが1番でお願いしたものです。

和解、あっせん、調停及び仲裁等については、自治体によって額を議会の議決によって決められております。予算規模、人口規模等によって多少とも、多少と言っては失礼ですが、額のほうの変動はございます。

2番の損害賠償の額についても、一番右側の額になっております。大体、和解や損害賠償の額については、どこの自治体も同じような額を規定しているというようなことになっております。

下記の3番というのは、一番左側によりました契約の変更ですが、こちらについては議会に付すべき金額があるというようなことで定められている市町村については、近隣では

3市町になりますけれど、契約金額の100分の5が常陸大宮市、茨城町ですと契約金額の10分の1、1,000万円以内、大子町ですと契約金額の5%、500万円以内というようなことで規定をされています。

右側の5ページになりますが、これは茨城町の議会において専決処分事項を議決いただいた内容のものでございます。(1)から(3)の1号から3号までで、それぞれの契約や和解、損害賠償の額等についての規定の額を決めたものでございます。

今回、この提案を依頼した経緯でございますけれども、まずは被害者と損害賠償等が発生した場合に、いち早い解決と損害賠償額の支給をしたいということでございまして、それに伴って和解、裁判に至るまでの示談なども和解に含まれるんですが、示談等を円滑に図りたいというのが趣旨でございます。

3番の契約と財産取得、こういったものの金額についても、年度当初で可決いただいたものが、工期内に変更が生じた場合、速やかに施工に移りたいというようなこともありまして、依頼したものでございますが、あくまでも提案権は議会にあるということなものですから、この金額も含めまして、議会のご理解をいただきたいということでございます。

長くなりましたが、3番について議会の指定事項は、説明は以上でございます。

○委員長(三村孝信君) ありがとうございます。

ただいまの説明について、ご質問のある方はお願いをいたします。

関委員。

○委員(関 誠一郎君) 1番、2番に関しては、それでいいのかなというような気がしますけれども、ただ3番に関しては、今まで工事請負契約をして結局3,000万、6,000万だと、その工事が5,100万円ぐらいで済んだと。今まで減額補正ってやったことがないでしょう、ここは。だから、その用途が全く表に出てこないんですよ、この議会は。町長が出さないの。その代わり、減額した、その余った金はどうしたのといっても回答が来られない。だから、この3番に関しては私は納得しない。

○委員長(三村孝信君) ありがとうございます。

加藤木委員。

○委員(加藤木 直君) 関議員からも3番がちょっと納得できないという。私は、それよりも1番、2番についても、こういった和解議案って年間どのぐらいあるんですか。課長。

○委員長(三村孝信君) 総務課長。

○総務課長(増井栄一君) 通常ですと、年間数件というようなことになります。

○委員(加藤木 直君) まあ一桁だと思うんだよね、年間。

そういった中で、正直言って私たちは、金額が幾らどうこうというのは、金額は事故の内容によってももちろんついてくるものなので、その金額よりも内容が正直言って知りたいんですよ。どういう事故があったのと。例えば職員さん、それから、その逆の部分です。

その内容を知りたいので、私たちももちろん町民の代表ですから、そういったものをいち早くわかれば、力になれるものだったらばなりたいたいというものもあるので、できれば全て知らせてほしいなど。議案として載せていただきたいというのが正直な話。

その内容的なもの、金額云々よりも。事務的に金額云々で、50万だ、10万円だ、100万円だとかと、それは軽易なものだということで、その軽易なものかどうかというのは、その内容ですよ。

以上です。

○委員長（三村孝信君） ありがとうございます。

総務課長。

○総務課長（増井栄一君） ただいまの加藤木委員のご質問にありましたが、まずこの内容については、たとえ専決処分をした後でも、3ページにありますように報告はしなければならない。今回の案件については、提案権が町側にはないというようなことなので、1番から3番の内容と併せて目的の額、こちらについても議会で精査をいただいて、その提案について受け入れるというようなことで依頼をしたいものでございますので、ご理解をいただきたいと考えております。

以上です。

○委員長（三村孝信君） これを議会が認める、認めないではない、我々が議会に出さなきゃいけないやつになるわけですよ。ですから、この50万という金額とか、それから10分の1とか1,000万円以内なんていうのも、これもあくまでも普通だったら金額を入れないで頼むようなことだよ。議会で決めるべきことだと思うんですよ。この金額まで。

ですから、逆に言うと今定例会で、我々議会で上げるにしても、議運だけはこれを見ただけでも、ほかの議員さんは見ていないし、だから、ここでこれを今定例会に上程するかどうかということは決定する必要もないわけだよ。だから、慎重に審議をするのであれば、今回は見送ると。そういうことも考えられますよね。

総務課長。

○総務課長（増井栄一君） ありがとうございます。この案件については、早急にということではございませんので、今、議運委員長がおっしゃるように議会の中でご理解をいただいて精査していただいて、金額についてもこれぐらいが妥当だという線がもし明示いただけるような場合がありましたら、その額で町は専決処分をさせていただいて、速やかに手続きをしたいというものでございますので、お任せしたいということでございます。

以上です。

○委員長（三村孝信君） そういうことであつたのですが、総務課長から説明があつたと思うんですが、今回、これ議長宛てだよ、最初の依頼は。我々は初めてここで目にしているわけですから、もう少し慎重に討議をして、議会で上程するかどうか、議会に出すか

どうか決定してもいいのかなという気がいたしますが、いかがでしょうか。

○委員（猿田正純君） これを出してきたという執行部でのメリットというのがあるわけですね。でなきゃ出さないわけだから、その辺ちょっと教えていただいてもいいですか。

○委員長（三村孝信君） 総務課長。

○総務課長（増井栄一君） メリットと言いますか、管理物件や町の職員等が原因者となって発生した損害賠償とか和解等の案件について、被害者にいち早い補償、賠償等を進めたい、これが一番のメリットでございます。

議決で議案として提出して議決後に手続を進めるとなると、長い期間がかかるものですから、まずは被害者のほうの賠償について速やかな手続を進めたいというのが思いでございます。

以上です。

○委員長（三村孝信君） よろしいですか。

総務課長、今の説明だと、これ何で①と③を一緒に出してきたのかなと思うんですね。

①番だけだと通るんじゃないの、通しやすかったんじゃないの、比較的。

ところが、③番も一緒に、こういうふうに①と③と出てくるから。①はよく分かるよ。そりゃ事故も全部報告するということだから。だけれども、③はこれメリット何ですかと言われて、執行部は確かにメリットがある、業者もあるかもしれないけれども、我々としてチェックする立場からすれば、これは抵抗あると思うよ。

だから、①と③というのはどうもあんまり性格が違う話なのかなという気がするんだけど。

総務課長。

○総務課長（増井栄一君） ご指摘のように、4ページの資料でも各自治体によって①と②、この表で言えば真ん中と一番右側が決められていますが、町でお願いした3の部分について、一番左側については自治体でも決まっていない部分があります。

今回ご検討いただくに当たっては、専決処分事項ということで一括してご提案いただけないかということで、③番の部分も入れさせていただいております。

工事施工に関して変更が生じた場合に工期内に完了させる。あるいは、いち早い供用開始を目指すというようなことで、大きな工事に関しても速やかな施工をしたいというのが趣旨でございますので、特に一括でお願いした中で、①番②番は認めても、③番はその都度の議案提案でというようなことになれば、それはそれで受け入れざるを得ないと考えておりますが、審議のほうは併せてお願いしたいという趣旨でございます。

○委員長（三村孝信君） 分かりました。とりあえず、では今回はお話を伺ったと、議運で、そういうことをご確認したいと思います。

続いて、総務課長。

○総務課長（増井栄一君） では、4点目なんですけれども、またこれも紙の資料になり

ます。すみません、両面刷りになるので。ご迷惑をおかけします。

通年輕装及び節電対策の実施についてということで、議長に職員の取り組みをお知らせしております。併せて議会運営についても昨年同様、議場での上着着用などの省略というようなことも含めてお願いできませんかというようなことで、ご協力のご依頼でございます。

本文は割愛させていただいて、丸印、職員の服装、節電対策について説明させていただきますと、昨年度は試行的に通年輕装ということでノーネクタイと上着着用を省略して、設定温度等を高めにしたたり、冬は低めにしたたりというようなことを取り組んでいたところです。

(1) 公務員としての品位を失わない節度ある服装をすること。

(2) 時、場所、場合をわきまえた服装をすること。

(3) 式典への出席等、社会通念上必要と判断される場合においては、ネクタイ等の着用をすること。

これを前提に輕装に取り組んでおりましたところでもございまして、5年度についても引き続き実施しますということでございます。

その下の節電対策ですが、今年度から新たにこの3点について、取り組んでおります。

(1) 町内施設の電力使用量を把握し、前年比での削減を目指す。

(2) 冷暖房等の電力使用量の最盛期に通年輕装の徹底や空調設備より低コストを実現できる機器類の使用により節電を目指す。

(3) 定時退庁日の設定と設定日の毎週実施により節電を目指すということで、これは職員の安全・衛生面も考慮しまして実施しているものでございます。

返しまして、次の裏面2ページをご覧くださいなのですが、こちらは本庁舎に限ったものですが、令和3年度と4年度の4月から3月までの電気量の比較でございます。

1番下の総計をご覧くださいなのですが、3年度の使用実績は41万3,000ちょっとキロワットアワーの使用量が、4年度全体では39万2,000というようなことで、2万1,000キロワットアワーの削減を実施しました。

ただ、9月の基本料金の変更で、10月から最終保障契約に移行してしまったということで、電気料金がかなり跳ね上がっております。一番下の総合計の部分ですけれども、使用料金として本庁舎年額830万ほどだったものが、4年度については1,400万支払っていて、600万近い増額になったというようなことで、5年度につきましても、冷暖房温度、こちらの室内温度はやや高めに、夏は高め、冬は低めにして全体的に取り組んでいるというようなことでございます。

各施設においてもお願いして、節電計画並びにプロジェクトチームの設置、幹部職員会議での毎週の施設ごとの電気量のチェックなどを実施しておる現状をご報告させていただきました。

議会運営についても、特段のご配慮をお願いしたいというようなことで、説明を終わりにさせていただきます。

以上です。

○委員長（三村孝信君） その説明で終わりですか。議会に何か要望はあるの。

○総務課長（増井栄一君） 引き続き、議会運営等について、執行部も含めてなんですが、軽装等での出席をお認めいただいたり、設定温度についてもご配慮をいただきたいというようなお願いです。

○委員（小塚 孝君） ちょっと総務課長いいかな。これ民間と契約したのは何年度から何年度までなの。民間と契約して、東京電力と契約して跳ね上がったというのは、ちょっとそれを教えてもらいたいね。民間と契約して幾ら安くなって、こう。

○委員長（三村孝信君） 総務課長。

○総務課長（増井栄一君） 新電力が発足したときに電力会社の変更をしたので、その年度と金額については、ちょっと調べさせていただければと思います。その金額が安くなった部分の合計については後で。

○委員長（三村孝信君） 小塚委員、後で、資料もらって下さい。

加藤木委員。

○委員（加藤木 直君） この2ページに書いてある、この最終保障供給契約というのは、そういう新電力から切り替えたやつ。

○委員長（三村孝信君） 総務課長。

○総務課長（増井栄一君） この10月の部分なんですが、新電力を民間から、民間と契約するところがどこもなくて、東京電力関連の会社との契約になったというような。

○委員（加藤木 直君） それで高くなりましたよと。民間と契約できないというのは、民間でやるところがなくなったということだね。

○委員長（三村孝信君） 総務課長。

○総務課長（増井栄一君） おっしゃるとおり、電力事業、原材料の高騰等で撤退をしたというようなところが趣旨でございまして、そのほか入札も含めて電力会社を探したんですが、契約に至らなかったというような経緯がございました。

○委員長（三村孝信君） 加藤木委員。

○委員（加藤木 直君） そうするとこれからも、あんまりおいしいものによって変わって食いついちゃうと、こういうことが起こりますよということですよ、課長。

○委員長（三村孝信君） 総務課長。

○総務課長（増井栄一君） おっしゃるとおりで、電力使用の関連が業者も含めて十分に設定をして契約しないと。

○委員（加藤木 直君） 確かにそうだ。これは冗談でも何でもなく。

○委員長（三村孝信君） 猿田委員。

○委員（猿田正純君） これにちょっと関連するようなあれなんですけれども、町長が最近いろんな集まりのところで、電力が年間1億円ぐらいになるとかという話をよくするんですよ。その1億円という根拠というのは、たとえば本庁舎だけで1,400万ですよ。これがまた10月からだから、その前の半分で1.5倍だとして5,000万。それに、ほかの庁舎も全部ひっくるめて、そこにまさか開発公社のほうの電力の金額なんか入っていないですよ。その1億円というのは。

○委員長（三村孝信君） 総務課長。

○総務課長（増井栄一君） 1億円かかるというのは、昨年度の当初予算の計上と比較した場合の額になるお話だと思います。開発公社の指定管理者等も含めたものかどうかというような今のご質疑ですけれども、これについては含まれておりませんので、別で庁舎並びに町が契約する町の施設等についてのトータルの金額というような。

○委員（猿田正純君） それで1億円近くになる、そういう根拠もやっぱりあるんですか。

○委員長（三村孝信君） 総務課長。

○総務課長（増井栄一君） ちょっとお待ちください。資料を。

○委員長（三村孝信君） 財務課長。

○財務課長（雨宮忠芳君） 今の1億円というのは増額分が1億円なので、予算ベースで言うと、電気代の予算で今年度は1億9,000万ぐらい、2億近い金が予算化されています。

○委員（猿田正純君） 決算の金額はどれぐらいなの。

○財務課長（雨宮忠芳君） 決算はまだ出ていないので、ちょっと。

○委員（猿田正純君） その前の年だったらおおよそ分かる。

○財務課長（雨宮忠芳君） 予算ベースで今回1億円ぐらいで、1億9,000万なので、9,000万ぐらいの金額、1億円ぐらいの金額が当初予算で入っていた、決算でも。ただ、決算は10月頃で金額が変わっている、増えているので、そのベースではない。補正関係も12月と出させてもらったと思うんですけれども、だから当初予算ベースでいうと1億円ぐらい増えているということで、もう途中で金額が単価が変わっているの。

○委員（猿田正純君） じゃ増額が1億。

○財務課長（雨宮忠芳君） そうです。4年度予算と5年度予算の差額で1億円ぐらい増額になっているという。

○委員（猿田正純君） 去年の決算じゃなくて、一昨年でもいいんですけど、総額って幾らぐらいになるんですか。

○財務課長（雨宮忠芳君） すいませんそこの数字はあれなんですけれども、今は。

○委員長（三村孝信君） 総務課長。

○総務課長（増井栄一君） 財務課長から話がありましたように、当初予算ベースで3年度が8,900万ほど計上していたものが、5年度の当初では1億9,000万なので、1億ほど増額になっているというような話ですが、一昨年の決算額についてはちょっと今、手持ちの

資料がございませんで、確認させていただければと思います。

○委員長（三村孝信君） 後で確認してください。お願いします。

よろしいですか。これは通年クールビズということで。ただ、ネクタイ云々と書いてあるけれども、男の人って冬はネクタイしていたほうがあったかいんだよ。ノーネクタイで冬もやってくれということなの、これ。

○総務課長（増井栄一君） 都庁などのニュースも耳にしたことはあるかとは思いますが、ハイネック、タートルネックなどがあるというようなことで、ネクタイに代わるものとして胸元をあっためるような軽装なども取り入れられればと思うので、それについては。

○委員長（三村孝信君） 前着てきたけれども、脱げないんだよ、暑くなっちゃって。ハイネックセーターをこの間着てきたんだけど、そうしたら、暑いとき困った。だから本人が、これでいいってやつでやればいいんじゃないの。似合わない人もいるよ、首のないような人。そういうことで、落ちがよろしいようで。

続いて、総務課長、次へ行ってください。

○総務課長（増井栄一君） では、最後の説明でございますが、こども議会の開催についてでございます。

コロナ禍前まではこども議会の開催をしていたところなんですけど、今回5類に移行したというようなことと感染者もある程度抑えられているということで、今回またこども議会の開催をさせていただけないかというようなことで検討をしているところでございます。

これに伴いまして、これまでのようなシナリオがある程度、学校と協力して児童・生徒ができたものではなく、執行部側も含めて、議員側になる児童・生徒と、執行部側も今度は児童・生徒がまちづくりについて考える。こういったお仕着せのなという言い方は適切ではないのかもしれないんですが、シナリオが少しないような、子供たちに自由なまちづくりを発想させて、執行部側も考えさせられるようなというようなこども議会にしていけないかというようなことを考えているところでございます。

これについて、こども議会の開催とやり方については、ある程度、関係する課で協議をしながら進めていきたいとは考えているところなんですけど、こちらについての取り組みについて、ご協力をお願いできないかという趣旨でございます。

○委員長（三村孝信君） ご説明ありがとうございました。ご意見あれば。

藤咲委員。

○委員（藤咲芙美子君） こども議会の開催賛成です。賛成します。

やっぱり子供たちの意識づくりも必要だと思いますので、大切なことだと思います。ただ、やっぱり今までは何か形式的で、町長は答弁しているんですけども、町長の答弁は全く子供たちには分からないような、そういう答弁の内容で、ちょっとあんまり納得できるような答弁をされてなかったんです。やっぱりまちづくりについて、しっかりと子供たちが意識づけになるような、そういう内容であれば、本当にこれはいいのかなと私は思っ

ています。

ですので、やっぱりこれまでのような何か既成に縛られたような、そういうもののやり方ではなく、本当に子供たちが自由に今思っていること、町について感じていること、そういうものを引き出しながら町でもしっかりと考えていくような状況であればいいのかなと私は思っています。

以上です。

○委員長（三村孝信君） 総務課長。

○総務課長（増井栄一君） ありがとうございます。今回、まだ本当に素案の段階ですけども、町長も児童・生徒に当たってもらって、議員側、執行部側というよりは、本当にまちづくりを一体になって討論して考えるというような方法もいいのかかなど模索しているところです。

それに伴って参加者を募集しまして、何回か講座なりワークショップのような形で町を見学したり、議場などもちょっと見学させていただいて、一般質問のやり方など議会の傍聴なども、そのワークショップの中の勉強の中に入れてもいいのかなんていうのは考えているところなんですけど、まだ具体的ではありませんが、年度末12月開催等に向けて進めていければと考えております。

町長のほうからも、議会事務局職員の協力を得たいというようなことで要望もあるものですから、ぜひ前向きにご検討をお願いいたします。

以上です。

○委員長（三村孝信君） 関委員。

○委員（関 誠一郎君） こども議会で前、一般質問形式でやりましたよね。それで、結局子供たちの要望で、実った事例ってあるんですか。

○委員長（三村孝信君） 総務課長。

○総務課長（増井栄一君） 実際のところ、いい提案をいただいても、このこども議会で実ったというようなことが目に見えて判明するようなことがないもんですから、今回提案いただいたものについては、こういった形で反映されたとか、議会だよりでいう、こういうふうに進んでいるというようなところも報告ができるように、何かしら成果が出るものにできたらと考えておりますので、その点は十分に配慮していきたいと思います。

○委員長（三村孝信君） 関委員。

○委員（関 誠一郎君） さっきの藤咲さんが言ったように、やっぱり町長が長々と訳の分からない答弁をして、結局子供にも理解を得られない。実際には小学生、中学生はいいけれども、将来まちづくり像とか、そういう考えは児童では全くないから。せいぜい自転車で遊ぶのがそらの関の山ですから。だから本来は、やはりこの城里町がバックアップしている桜ノ牧分校、この子供たちは、やっぱり将来像をしっかりと持っていると思うんですよ。だから、小学生レベルではどうにもなんないと思うよね。やっても。

○委員長（三村孝信君） 小坪委員。

○委員（小坪 孝君） 私が感じているのは、要するに今までは、代表が学校から何名だといって、その子供しか来ていないのよ。同級生が何も聞いていないのよ。そういう形からいけば、こっちから呼ぶんじゃなくて学校行って、執行部が行って、やっぱりまちづくりの議論をして、そういう形でやっていただきたいと思うのよ、私からすれば。

代表選手が来て、先生が付き添いで来て、忙しいのに、そっちの学校教育も何もほうり出したままで、このこども議会に張りついてやらせるというのはいかなものかなと思うのよ。

だから、こっちから執行部の課長さんが行って、子供らと学校単位で、みんながいる前で話し合っちゃんとやってやったほうがいいような気がするよね。差別なく。俺はそう思うんだけど。

○委員長（三村孝信君） 猿田委員。

○委員（猿田正純君） 今の総務課長の話では議場を使ってやるということは、まだ今までと同じように各校1人の代表者だけの話なんですよね。今、小坪さんが言われたようにほかの子供たちは全く何をやっているか分からない。

だから、もう私らは前から、たとえばコミセンならコミセンでもいいから、全生徒1日だけでもいいから集まってもらって、そこで全員が参加するようなこども議会とか、そういうのってできないのかなというのは、そうすればみんなが一緒になって参加するんだと思うんですけど。

その辺のちょっと、代表になって格好よくあそこで写真なんか載せてもらって広報誌なんか載ったりしていますけれども、その人だけしかないんですよ、あそこ。できれば、ほかの子供たちも全生徒参加型みたいなものができれば、一番いいなとは思っていたんですけど。

○委員長（三村孝信君） 総務課長。

○総務課長（増井栄一君） ありがとうございます。前回等の反省を踏まえて、議場を使うのか場所等も含めたやり方、募集の仕方もそうなんです、広く対象者を募って、本当に効果的なこども議会という名称ですけれども、別の議会になるような開催ができるように考えていきたいと考えております。

ありがとうございます。今後ともご協力をお願いしながら、いい取り組みにしていきたいと思います。

以上です。

○委員長（三村孝信君） 加藤木委員。

○委員（加藤木 直君） これ、演劇なんだろうけれども、議員さんをやるんだよね、子供たちが。執行部も子供たちがやるということだよ。そうすると、町長も子供がやるの。

○委員長（三村孝信君） 総務課長。

○総務課長（増井栄一君） 町長役も児童・生徒が。

○委員（加藤木 直君） ただ、正直言って、この間、一度だけ私も見たことあるんですけども、先生方は大変ですよ。普通の仕事している中でこのこども議会をやる時に、いや、学校側からこういうことをやってほしいと、そして子供たちにやはり政治に興味を持ってもらいたいと、そういうことだったら協力するのもいいと思うんですよ。今の学校の先生って結構大変だと思うの。ですから、こちらから押しつけると先生の負担がすごく。この間聞いていても、中身は先生が考えたやつですよ。格好よく。

だから、やるというんならば反対するものではないけれども、皆さんに学校側の考え方はどうなのかなということで、押しつけるんじゃないなくて、向こうから要望があるんだったらともかく。それとあと、議会事務局がやるの、これ。事務局3人しかいないけれども。

○委員長（三村孝信君） 総務課長。

○総務課長（増井栄一君） 段取りというか、開催に当たっては教育委員会も含め、学校側と総務課、まちづくり戦略課、所管は一致協力して行うんですが、町長の構想の中でお話しさせていただくと、議会の局長、コーディネートが上手なので、主として議会事務局に調整をお願いできればというような方向では承っております。

○委員（加藤木 直君） 12月議会もあるし、正直言って議会事務局側は大変なんじゃないかなと思うんだけど、今までどおりやってもらったほうがいいんじゃないですか、やるんだったら。今までは総務課主体か。船橋さんがやったときあったよね、1回。

○委員長（三村孝信君） 総務課長。

○総務課長（増井栄一君） 今までは総務課主体で、補佐課長等が主に行っておりました。

○委員（加藤木 直君） あとは、その辺のところも議長と相談していただいて、どういうふうにするか。

○委員長（三村孝信君） ありがとうございます。

総務課長、説明を聞いたけれども、どうも具体的なイメージがよく湧かないんだよね。結局ロールプレイみたいになるでしょう。町長役の子供がいて、執行部、総務課長の役を子供がやるなんてことになる。あるワークショップをやったとして、議題でこういうことを話し合おうと言ったとしても、質問者はこういうことを質問するかもしれないけれども、答弁側に立つ人たちというのは、ある程度役割をこなさなきゃならないわけでしょう。それも学習の一つかもしれないけれども、これをうちのほうの事務局長に仕切らせるということになったら、準備段階から相当大変だと思うんだよね。

関さんも指摘したように、このレベルに小学低学年から高学年まで入れたらまず無理だよ。これは無理だと思う。だから、例えば中学生なら中学生議会。あとは、小塚さんがさっき指摘されたように高校生、もう選挙権は18歳で持つわけだから、それくらいの話になってくれば、ワークショップやりながら、じゃ私これやって、こういう問題提起して、あなたはこういうふうにして、町長役やってとかというふうになるかもしれないけれど

も、これを小学校低学年あたりからというのでは厳しいんじゃないかなという気がするんで、それは町長の意向もあるだろうからよく詰めて、また再度議会のほうへ、こういうやり方にしたいというようなことがあれば言ってもらいたいと思うんですよ。

小坪さんが言ったように、例えばこの議場でやる必要なんか全くないよね。そういうふうな形で多くの人の意見を聞くのであれば。ただ、どうしてもこの議場でやるということになると、セレモニーっぽくなってくるでしょう。椅子に座って発言、議長が指名してやるようになるから。その辺のあれ、どうも今の説明だけでは、なかなかこうイメージがよく湧かないんで、もうちょっと詰めて、ぜひ執行部のほうでちょっと詰めてもらいたいと思うんだよね。

12月を予定はしているということだよ。

議長。

○議長（阿久津則男君） いろいろな意見出ました。やっぱり総務課長の話を聞いていると、先ほど関さんからも話がありましたけれども、中学生、高校生対象とか、中学生議会、委員長も言いましたけれども、そういうふうにやはり持っていったほうがいいんだと思うんです。

今、学校の先生方の働き方改革の会議もやっているんですよ。年間何回も。それ見ると、本当に先生方に負担かかっているところ、今の話を聞くと、ますますまた先生方に負担がかかってしまう。中学校と小学校の先生ではまた違うと思うんです。それを一緒にやると、また調整をすとか負担がかかるし、執行部が議会のほうに行きますと初めてのことで、これまた加藤木委員が言いましたように12月も議会ですから、本当にこっこの議会だけでも大変ですから、それを初めてやるというのは本当に大変だと思うんで、もう少しまとまるような話を持っていったほうがいいと思うんですよ。

だから、小坪さんが言ったような話も前から言っていましたけれども、こっちから出張して行ってやるという、その辺もいろいろ意見が出ましたけれども、もう少し煮詰めてほしいなと感じました。

以上でございます。

○委員長（三村孝信君） ありがとうございます。ということで持ち帰ってよく検討してみてください。

○総務課長（増井栄一君） 承知しました。ありがとうございます。

○委員長（三村孝信君） 次は。

○総務課長（増井栄一君） 以上でございます。

○委員長（三村孝信君） 分かりました。

続いて、ほかに執行部からありませんか。

[発言する者なし]

○委員長（三村孝信君） 分かりました。

では議長、そろそろ時間のほうが。

○議長（阿久津則男君） 慎重審議の中、大変申し訳ございません。県庁のほうに行きますので、申し訳ございません。

○委員長（三村孝信君） 気をつけて行ってください。

それでは、ほかに執行部からはありませんか。

事務局からお願いします。

○議会事務局長（興野友宣君） よろしければ、では議会事務局から1点すみません。

執行部も含めてなんですけれども、3月の議会のときにタブレットを使って採決システム、賛成、反対、棄権というタブレットを使って採決をするということをやろうとしていたところなんですけど、3月のときはシステム関係の不具合があって、ちょっと実現しなかったというふうに聞いております。

それで、システムのほうがバージョンアップされまして、今度は大丈夫だということなんです。それで一応、議員さん執行部の皆さん含めて、採決システムの一度試しというか練習をやりたいと思っているんです。

一応、予定としては全員そろっているときということ考えますと、全員協議会の後、それから議会の初日の後と思ったんですが、初日に先議が入ってしまったので、初日はもう練習ができなくて本番になってしまいますので、全員協議会の後に大変でも皆さん、試しというか練習をやらせていただきたいなというふうに考えております。お諮りのほうお願いします。

○委員長（三村孝信君） よろしいですね。

ありがとうございます。

ほかに執行部からはありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三村孝信君） なければ執行部の方はご退席ください。ありがとうございます。

〔執行部退席〕

○委員長（三村孝信君） では、10分ほど休憩して、どうぞ。

午後 3時31分休憩

午後 3時38分再開

○委員長（三村孝信君） 会議を始めたいと思います。

それでは、執行部より発言がありますのでお願いいたします。

執行部。

○議会事務局長（興野友宣君） 資料のほうを今配ってもよろしいでしょうか。

○委員長（三村孝信君） 配ってください。

○議会事務局長（興野友宣君） 議会運営委員会の令和5年度の視察研修についてなんですが、皆さんお集まりいただいているところで協議していただきたいということがございます。

これは資料につきましても、平成28年度から令和4年度までなんですけれども、令和元年、2年、3年はコロナのため行っておりません。それで、分かっている範囲のデータがありましたので、記載してございます。

皆さんに協議していただきたいのは、大体、議会運営委員会が一番最初に今まで視察研修に早い頃に行っていた経緯があります。7月、8月ぐらいが多かったのかなんていうふうに思っているんですけれども、準備段取りの都合がありまして、もしその時期に視察研修を計画するのであれば、一泊なのか日帰りなのか、それとも、それで何月頃に行くのかということ、どちら方面なのかということで協議のほうをしていただければなというふうに思っております。

説明は以上です。

○委員長（三村孝信君） ありがとうございます。

ただいま説明がありましたが、令和4年度は大洗町へ日帰りということで行ったわけですが、今年度、予算的には1泊の研修の予算を取ってあるわけですが、どのように実行したらよいか、また時期等についてもご意見があればお願いをしたいと思います。

関委員。

○委員（関 誠一郎君） コロナも5類になったから1泊で懇親の場を広げて、場所的なのは委員長、副委員長、事務局、議会でお願ひできればと思います。

○委員長（三村孝信君） 分かりました。今、関委員から予算計上しているように1泊での研修はいかがかという話ですが、この点についてはいかがですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三村孝信君） では、1泊研修を予定させていただきます。

また内容、それから行先等については議運の委員長、副委員長、それから議会事務局等で検討して、改めてお示ししたいと思います。

あと、研修の内容ですけれども、それについての希望というのがあれば、全部叶えることは難しいだろうと思うんですけれども、参考にしたいと思うので、あればお願いをしたいと思います。

○委員（関 誠一郎君） 大体1週間、10日とか期間をおいて、それで意見があれば、こういう情報があればというような猶予期間があったほうがいいんじゃないですか。

○委員長（三村孝信君） 分かりました。

では、議運関係のことですので、いろいろ議会運営の仕方とその取組について、先進事例とかネットや何かであれば、情報を事務局等に上げていただくということで検討したいと思います。ありがとうございました。

それでは次に、何でしたか。

○議会事務局長（興野友宣君） 事務局のほうからは。

○委員長（三村孝信君） ありがとうございました。

議会事務局のほうからは以上です。

続いて、委員の皆様からあれば、よろしく願いをいたします。

関委員。

○委員（関 誠一郎君） 2、3点あるんですけども、1つは、あと25年の県のデータでいうと6,800人の人口になってくるという形の中で、やはり議員定数削減というような形でよろしければ、特別委員会、調査委員会を立ち上げていただければと思います。

○委員長（三村孝信君） これ1点ずつでいいですか。

今、関委員から、議員定数の削減についての調査委員会等を立ち上げてはいかがかというようなご意見がありましたが、これについていかがでしょうか。

藤咲委員。

○委員（藤咲芙美子君） 反対です。議員削減はもうこれ以上してほしくないと思います。削減というふうに限らず、議員定数について検討をいただきたいというのであれば、話は乗りますけれども、削減についてということについては納得できませんので、できません。

○委員長（三村孝信君） ありがとうございます。

ここで確認したいんですが、削減の調査特別委員会設置には反対ということよろしいんですか。

○委員（藤咲芙美子君） はい。

○委員（関 誠一郎君） では、削減を抜いた調査特別委員会という名前で。

○委員長（三村孝信君） 猿田委員。

○委員（猿田正純君） 私は議員削減に賛成の委員会をお願いしたいです。

○委員長（三村孝信君） 分かりました。これはいろんな議員のよって立つ政党もあるだろうし、地域もあるだろうし、いろいろあると思うんですが、関委員からの提案というのは削減ということなんですが、議員定数について調査特別をして、それで削減という意見でまとめれば削減。これはあくまでも議会に上程して、議決を得なきゃできないわけですから、そういう調査をやる委員会を立ち上げてはいかがかなというふうに考えると、いろんな人の意見がその場で聞けるのかなという気はするんですけども。

削減をするためだけにつくる調査委員会ではなくて、削減のメリット、デメリット、そういったものも含めて話し合うような調査委員会の設置はいかがかなというふうに捉えたほうがよろしいかと思うんですけども、どうでしょうか。

加藤木委員。

○委員（加藤木 直君） 私も基本的には削減の方向なのかなと。

というのは、やはりほかの市町村を見ても、やはり人口何百人、何千人当たりというこ

とで、新聞に市議会議員の1人当たりの町民の数が4,000幾つとかと出ていた部分もあるんだけれども、そういうものを近隣町村見ると、やはり町の人口に対して議員の数というのはある程度、それが地域性もあるので適正だとか適正じゃないとかというのは一概には言えない部分がありますけど、町民のお話なんかも聞くと、やはり削減の方向なのかなというふうな流れは、そういうふうな流れなんじゃないかなというふうには思っております。

○委員長（三村孝信君） 分かりました。

設置をするというようなことになりますと、いろんな意見を吸い上げる上で、どういう形態がよろしいかということですよ。

副委員長。

○副委員長（鯉淵秀雄君） 今、言われたように定数等の特別委員会であれば、やはり全議員参加の特別委員会設置のほうが望ましいのではないかなと、それは思います。

削減と入れちゃうと、やっぱり全議員というのはなかなか難しいということもあります。

○委員長（三村孝信君） ありがとうございます。調査委員会の中で全員で協議した中で、削減というような意見が多いか、または現状維持とか、いろんな意見が出てくると思うので、その意見を聞くという上でも全員参加という形がよろしいかと思うんですが、どうでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三村孝信君） ありがとうございます。

じゃそういう形でやっていきたいと思うんですが、これは、例えば議長が諮問するというような形になると思うんで、議長が座長になるということはちょっと難しいと思うんで、これは副議長あたりが調査特別委員長というような形でお願いできたほうがよろしいのかなと思うんですが、どうでしょうか。議長は、ちょっと立場上。

じゃ、ここに副議長がないんであれですが、第1案としては調査特別委員会をつくった場合には、副議長が委員長に就くというような形のほうが望ましいということで進めていきたいと思っております。ありがとうございます。

関委員。

○委員（関 誠一郎君） 今回の議会議員の中で、やっぱり政治倫理条例に抵触する議員が見受けられるということで、議会で調査するよりは、政治倫理調査委員会ありますよね、そこへ諮問をできないのかなと思います。議員みんながやるよりは、それとも議員でやったほうがいいのか。それとも常任委員会に付託したほうがいいのか。政治倫理委員会ってあるよね。

○委員長（三村孝信君） それは、政倫審の条例に仮に違反があった議員を、議員が調べると、議会が調べると。

○委員（関 誠一郎君） 議会が調べるか、政倫に議会が投げかけるか。

○委員長（三村孝信君） 前の場合だと、例えば議会ではないけれども、一般の方が政倫審のほうへこの案件を調べてほしいというふうにして、政倫審のほうが動いて調べたという形ですよ。

それ、ほかの自治体の場合に、政倫審で議会が決めていて、それを調査するのは議会で行っているのか。

○委員（関 誠一郎君） 議会ではちょっと疑問符はあるんだわ、私は。

○委員長（三村孝信君） 分かりました。調べておいてもらって。

どうですか、これは。結論は急ぎますか。

○委員（関 誠一郎君） 何でかという、今までの菌部さんにしても猿田さんにしても政治倫理に引っかかって、やはり立場を退いているんですよ。そういうのがまた新たに出てきたものですから、議長からお願いしてもどういう形でも、事務局、局長にそのように調べていただきたいなと思っております。

○委員長（三村孝信君） 調べておいてもらって、今定例会中に報告できるでしょうから、それで報告いただきましょう。

○委員（関 誠一郎君） 以上でいいです。

○委員長（三村孝信君） ありがとうございます。

ほかにないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

閉 会

○委員長（三村孝信君） 長時間ありがとうございました。無事審議を終了いたしましたので、ここで鯉渕副委員長からご挨拶をいただきたいと思えます。

○副委員長（鯉渕秀雄君） 大変長時間にわたりまして慎重審議、大変ありがとうございます。

以上をもちまして、議会運営委員会を閉じます。

大変ご苦労さまでした。

午後 3時55分閉会